

(申 請 企 業) 様

栃木県 (試 験 研 究 機 関 の 長)

印

足利市中小企業融資制度新製品開発促進資金に係る
融資対象認定書

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、足利市中小企業融資制度新製品開発促進資金融資要綱第4条に規定する融資対象事業であると認定します。

(所 見)

(注) この認定書は、技術、製品及び事業の新規性等に関する審査結果を示すものであり、新製品開発促進資金の融資を受けるには、本認定を受けた後、取扱い金融機関へ融資の申込みを行い、栃木県信用保証協会等の融資審査を経ることが必要です。